

関原発第538号  
2020年2月25日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16  
関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年1月30日付け関原発第507号をもって変更認可申請しました。大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・別添を添付2のとおり補正する。

以 上

## 1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、  
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、  
昭和54年 6月22日付 54資序第 8354号、  
昭和55年 5月12日付 54資序第16381号、  
昭和56年 8月20日付 56資序第10448号、  
昭和57年 6月22日付 57資序第10603号、  
昭和59年 2月28日付 58資序第19992号、  
昭和60年 2月21日付 59資序第17851号、  
昭和60年11月 5日付 60資序第11805号、  
昭和63年 2月23日付 62資序第16337号、  
平成元年 3月31日付 元資序第 3503号、  
平成 3年 1月21日付 2資序第12871号、  
平成 3年 5月23日付 3資序第 5072号、  
平成 4年12月 2日付 4資序第12579号、  
平成 5年 6月25日付 5資序第 7613号、  
平成 6年 6月24日付 6資序第 7494号、  
平成 7年 6月12日付 7資序第 6883号、  
平成 8年 8月23日付 8資序第 8448号、  
平成 9年 8月27日付 令和09・08・07資第 9号、  
平成10年 9月25日付 令和10・08・11資第16号、  
平成11年 9月 1日付 令和11・07・29資第19号、  
平成13年 1月 5日付 令和12・08・31資第10号、  
平成13年 2月23日付 令和13・02・15原第19号、  
平成13年11月 5日付 令和13・09・28原第77号、  
平成14年 8月28日付 令和14・07・12原第12号、  
平成15年 6月20日付 令和15・06・09原第19号、  
平成16年 5月13日付 令和15・12・19原第40号、  
平成16年10月 5日付 令和16・08・19原第 2号、  
平成17年 7月20日付 令和17・07・04原第23号、  
平成18年 2月22日付 令和18・01・31原第16号、  
平成18年 9月 8日付 令和18・08・24原第12号、  
平成19年 3月15日付 令和19・02・16原第17号、  
平成19年 6月26日付 令和19・06・08原第137号、  
平成19年12月13日付 令和19・11・30原第25号、  
平成20年 8月22日付 令和20・07・11原第14号、  
平成20年12月12日付 令和20・10・31原第 3号、  
平成21年11月 4日付 令和21・09・18原第11号、  
平成22年 6月25日付 令和22・06・10原第 3号、  
平成22年12月13日付 令和22・11・09原第30号、  
昭和54年 5月28日付 54資序第 7785号、  
昭和54年10月31日付 54資序第13176号、  
昭和56年 6月19日付 56資序第 8318号、  
昭和57年 1月26日付 56資序第17611号、  
昭和58年 2月10日付 57資序第19486号、  
昭和59年 8月17日付 59資序第10192号、  
昭和60年 6月15日付 60資序第 7137号、  
昭和61年 6月26日付 61資序第 8872号、  
昭和63年 7月14日付 63資序第 7656号、  
平成 2年 3月23日付 2資序第 1878号、  
平成 3年 3月26日付 3資序第 2004号、  
平成 3年12月13日付 3資序第13043号、  
平成 5年 5月31日付 5資序第 5098号、  
平成 6年 3月31日付 6資序第 1950号、  
平成 7年 1月20日付 6資序第14300号、  
平成 7年 9月13日付 7資序第10107号、  
平成 9年 1月31日付 8資序第12745号、  
平成10年 6月25日付 令和10・06・22資第15号、  
平成11年 3月29日付 令和11・01・20資第16号、  
平成12年 6月26日付 令和12・06・12資第11号、  
平成13年 1月19日付 令和13・01・19原第15号、  
平成13年 3月30日付 令和13・03・23原第13号、  
平成14年 3月 8日付 令和14・02・07原第12号、  
平成14年10月22日付 令和14・09・20原第 8号、  
平成15年 9月11日付 令和15・08・28原第10号、  
平成16年 6月16日付 令和16・06・07原第12号、  
平成17年 4月11日付 令和17・03・17原第10号、  
平成17年10月24日付 令和17・10・03原第12号、  
平成18年 4月21日付 令和18・04・14原第 4号、  
平成18年10月23日付 令和18・10・02原第21号、  
平成19年 5月30日付 令和19・05・15原第34号、  
平成19年12月13日付 令和19・09・28原第33号、  
平成20年 6月18日付 令和20・05・20原第11号、  
平成20年10月 7日付 令和20・09・16原第19号、  
平成21年 3月25日付 令和21・03・03原第24号、  
平成22年 2月10日付 令和22・01・06原第16号、  
平成22年 9月13日付 令和22・08・04原第 5号、  
平成23年 5月 6日付 令和23・04・04原第35号、

平成23年 5月11日付 附23・04・20原第 3号、  
平成23年 9月20日付 附23・07・25原第14号、  
平成25年 3月25日付 原審第121221003号、  
平成27年 6月12日付 原規発第1506127号、  
平成28年 1月20日付 原規発第1601201号、  
平成28年10月26日付 原規発第1610267号、  
平成29年 9月 1日付 原規発第1709014号、  
平成30年12月17日付 原規発第1812177号、  
令和元年 6月25日付 原規発第1906255号、  
令和元年12月11日付 原規発第1912116号及び  
変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設  
保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含  
まない）。

平成23年 5月31日付 附23・05・13原第21号、  
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、  
平成26年 6月 9日付 原規発第1406095号、  
平成27年 9月18日付 原規発第1509183号、  
平成28年 3月24日付 原規発第16032411号、  
平成29年 6月26日付 原規発第1706266号、  
平成30年 6月26日付 原規発第1806268号、  
平成31年 2月13日付 原規発第1902132号、  
令和元年 9月 3日付 原規発第1909033号、  
令和 2年 2月21日付 原規発第2002212号で

別添 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

## 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表(第 一次改正)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略) (i) 火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>その他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (以下略)</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略) (i) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等<u>および</u>有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の制改正について、安全運営委員会審議事項へ追加)</p>

## 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1.0 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1.0-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1.0-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p> <p>表 1.0-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 文</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>（以下略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（有毒ガス発生時の措置に係る炉主任確認事項への追加）</p>	条 文	内 容	内 容	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	（以下略）			<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1.0 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1.0-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1.0-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p> <p>表 1.0-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条 文</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>（以下略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（有毒ガス発生時の措置に係る炉主任確認事項への追加）</p>	条 文	内 容	内 容	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	（以下略）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>
条 文	内 容	内 容																																																
第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果																																																
（以下略）																																																		
条 文	内 容	内 容																																																
第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 3 の 2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																																
第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果																																																
（以下略）																																																		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 1.5 条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水、火山影響等における其他自然災害発生時等の体制に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 1.5 条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的に実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(8) 火災、内部溢水、火山影響等、<u>その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制</u>に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の作成等を追加)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※<sup>2</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等における自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※<sup>2</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> <li>（有毒ガス対応の追加に伴う添付 2 の名称変更）</li> </ul>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(内部溢水発生時の体制の整備)  第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	(内部溢水発生時の体制の整備)  第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 2の名称変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> <li>（有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更）</li> </ul>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※ <sup>1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の実施基準」に従い策定する。 (以下略)	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※ <sup>1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の実施基準」に従い策定する。 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 2の名称変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(新規追加)  <u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u>  第1.8条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動 <sup>※1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。  (1) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための防護のための体制および手順の整備を実施する。 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	  <u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u>  第1.8条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動 <sup>※1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。  (1) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための防護のための体制および手順の整備を実施する。 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)

※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に開すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に開すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に開すること。</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (S.A時の有毒ガス対応を追加)</li> </ul>



## 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第一次改正）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第1.3.7条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表1.3.7の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>(前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表1.3.6-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第1.3.7条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表1.3.7の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>(前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表1.3.6-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等および有毒ガス発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動に係る保安教育の追加)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>附 則 ( 年 月 日 平成 26 原安管通達第 4 号— ) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この通達は、令和 2 年 5 月 1 日以降最初に 3 号炉または 4 号炉の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 1 の検査（施設定期検査）を終了した日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正の経過措置終了日から施行する。</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2　火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p>	<p>添付2　火災、内部溢水、火山影響等、<u>および</u>自然災害 <u>および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u> (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)  (有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更)</li> </ul>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理 由
<p>(前略)</p> <p>7. 有毒ガス (新規追加)</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下、「<u>運転員等</u>」といふ。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「<u>可動原</u>」といふ。）に施行・立会する者（以下、「<u>会人</u>」といふ。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「<u>終息活動</u>」といふ。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 所長室長は、第1.3.6条および第1.3.7条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備 各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「<u>固定源</u>」といふ。）に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動原の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果</p>	<p>(前略)</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更（有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加）</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下、「<u>運転員等</u>」といふ。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「<u>可動原</u>」といふ。）に施行・立会する者（以下、「<u>会人</u>」といふ。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「<u>終息活動</u>」といふ。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 所長室長は、第1.3.6条および第1.3.7条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備 各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「<u>固定源</u>」といふ。）に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動原の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更（有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(新規追加)  (①) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する懇意い(以下、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。  b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順  各課(室)長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。  c. 保守管理、点検  各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。  7. 5 定期的な評価  (1) 各課(室)長は、7.1項から7.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。  (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。  7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置  各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	  <b>果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</b>  <b>(①) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する懇意い(以下、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。</b>  <b>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</b>  <b>各課(室)長は、可動源に対して、立会人の隨行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</b>  <b>c. 保守管理、点検</b>  <b>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</b>  <b>7. 5 定期的な評価</b>  <b>(1) 各課(室)長は、7.1項から7.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</b>  <b>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</b>  <b>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</b>  <b>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</b>	  <b>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</b>  <b>(有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</b>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(前略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(前略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>・実用發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (SA時の有毒ガス対応を追加)</p> <p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防波堤等の運用管理および防波堤等の保守管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようとする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(ロ) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(ハ) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対して配備した防護具を着用することなしに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるように手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(エ) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p>	<p>(以下略)</p>